

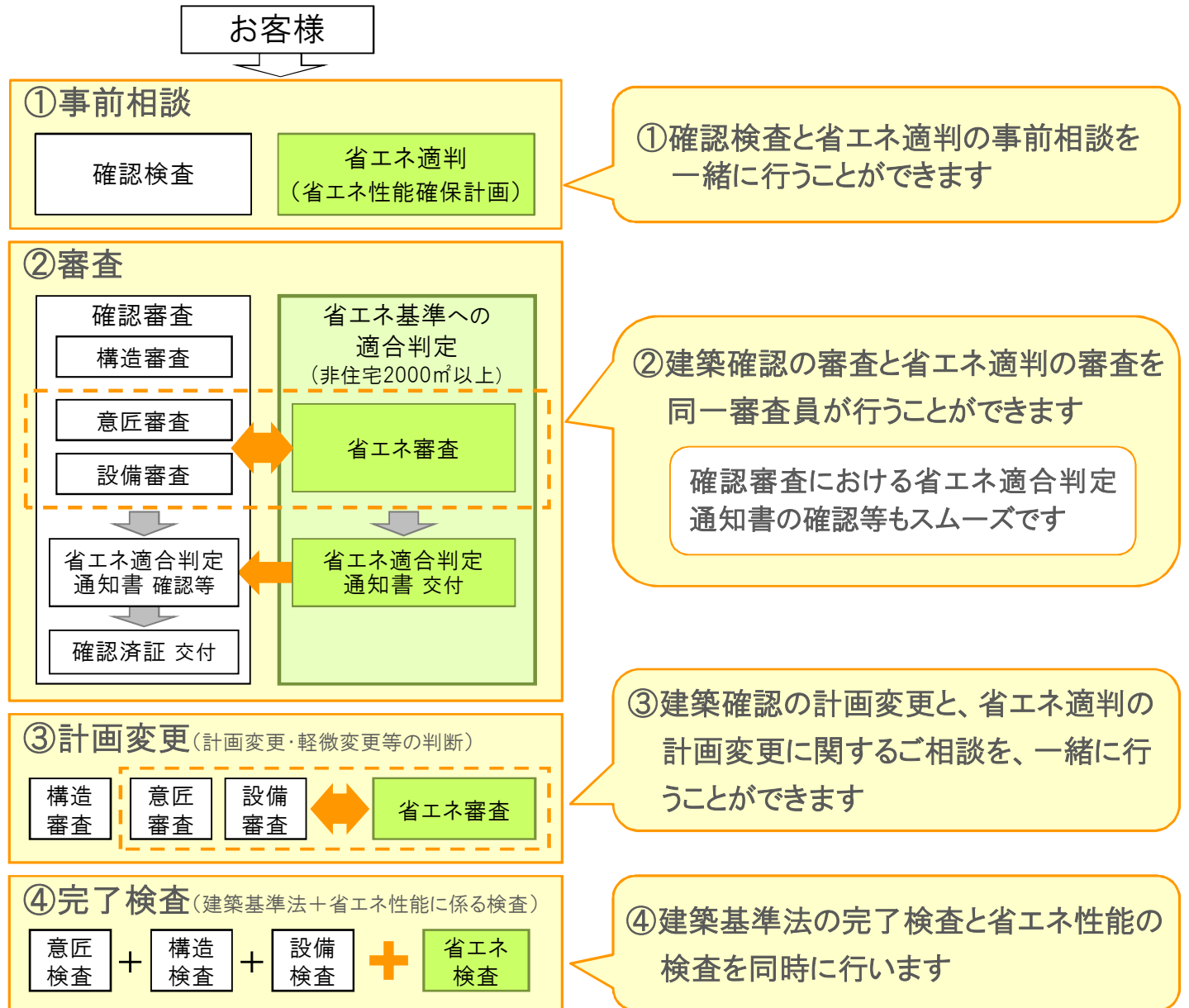
省エネ適判についてご不明なことはありませんか？

省エネ適判の事前相談を開始しました

今後建設を予定されている建築物については、今から省エネ適判の準備を行う必要があります

平成29年4月から、建築物省エネ法に基づき、2,000㎡以上の非住宅建築物について、エネルギー消費性能基準への適合義務・適合性判定義務がスタートする予定です。

そこで、BCJでは、省エネ適判に関する事前相談を開始しました。



省エネ適判とは？ 確認申請との関係は？ 省エネ適判の対象建築物は？ 審査スケジュールは？

省エネ適判についてお気軽にご相談ください

TEL 03-5283-0480

本部：省エネ審査部 鈴木(丞治)^{しょうじ}・高村

TEL 06-6264-7731

大阪事務所：横山(淳子)・横山(士朗)



一般財団法人日本建築センター

The Building Center of Japan